

令和7年度第1回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和7年度第1回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 令和7年7月7日（月）午前10時00分から午前11時3分
- 2 場 所 札幌市役所 12階 4号会議室
- 3 出席者 会 長：駒川智子
副会長：谷内政昭
委 員：芦名沢明菜、阿部武仁、倉本由梨亜、椎木仁美、
平井照枝、山口裕一（五十音順・敬称略）
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
 - （1）会長及び副会長の選出について
 - （2）第5次男女共同参画さっぽろプランにおける取組等について
- 5 情報提供
 - （1）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例について
 - （2）男女共同参画課における取組について

1. 開 会

○事務局（青田男女共同参画課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回札幌市男女共同参画審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、男女共同参画課長の青田でございます。

本来であれば、会議の進行は会長が行うところでございますけれども、本日は第11期審議会の初回の会議に当たるため、まだ会長の選出がされておりません。会長が選出されるまでの間は、私が進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局からのお願いでございますけれども、札幌市情報公開条例では、附属機関での会議は原則として公開することとされており、本審議会におきましても同様の取扱いとさせていただいております。

また、札幌市自治基本条例では、施策検討の各段階からの情報を市民に積極的に提供するように定められており、会議録、委員名簿などにつきましても公表させていただくことになりますので、ご承知おき願います。

続いて、事務局から、本日の出席状況の報告と配付資料の確認をいたします。

○事務局（石崎男女共同参画推進係長） それでは、本日の会議の出席状況を報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。

本日は、委員10名中8名の方にご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料を確認いたします。

会議次第の後に、座席表、委員名簿がございまして、会議資料としまして、資料1-1の札幌市男女共同参画推進体系の概要、資料1-2の札幌市男女共同参画審議会規則、資料2の第5次男女共同参画さっぽろプラン（概要版）、資料3の第5次男女共同参画さっぽろプラン（本書）、資料4-1の男女共同参画さっぽろプラン令和5年度実施報告書、資料4-2の第5次男女共同参画さっぽろプラン数値目標に係る推進状況（R6概要）、資料5の札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（本文）、それとは別に、クリアファイルに男女共同参画室の関係パンフレット一覧を入れております。入っているものの一覧を資料6のリストとして配布してございますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、今日ご出席の委員の方から、「働くみんなのワークルール」という白刷りに紫字のパンフレットと、「パパ楽しんでる？」という青字のリーフレットもお配りいただいておりますので、そちらもでございますでしょうか。

出席状況の報告、配付資料の確認は以上でございます。

◎室長挨拶

○事務局（青田男女共同参画課長） それでは、開催に当たりまして、男女共同参画室長の田口からご挨拶をさせていただきます。

○田口男女共同参画室長 おはようございます。

改めまして、男女共同参画室長の田口でございます。

事務局を代表いたしまして、私から一言、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、しかも、この暑い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたびは、当審議会の委員を快くお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

さて、札幌市では、平成15年に施行いたしました札幌市男女共同参画推進条例に基づきまして計画を策定しておりまして、現在は第5次男女共同参画さっぽろプランの計画期間中となっております。

したがって今年度は、この第5次プランに基づく施策の実施状況に関するご審議をいただくほか、来年度に入りますと、次のプランの策定に向けての議論も本格化してまいります。

皆様には、それぞれのご専門の見地、さらには、分野に限らず、様々な方向から活発なご意見をいただければ、大変ありがたく思っております。

私は、室長の任を令和5年4月に拝命してから3年目となりました。

この第5次プランに盛り込まれている各施策に関わる環境は、この3年間でも急激な変化が続いておりまして、我々が所管する業務の課題も多様かつ複雑になっている印象がございます。

直近では、男女共同参画社会基本法が国で一部改正されまして、札幌市も設けております男女共同参画センターが、関係者相互の連携・協働を促進するための拠点として法的に位置づけられ、さらに、地方公共団体には、そのための体制を確保するよう努力することが求められることとなりました。

また、皆さんもよくご存じかと思いますが、毎年発表される都道府県別の男女共同度を表す都道府県版ジェンダー・ギャップ指数におきましては、北海道は、行政、教育、経済、政治の4分野のうち、政治以外の3分野では最下位という大変残念な状況となっております。このようなデータが報道で取り上げられる機会もここ数年で随分増えているのではないかとわれまして、それだけ注目を集めるようになってきていると感じております。

国や社会、そして、北海道の状況を踏まえながら、誰もが安心して住み続けられるまち札幌を目指すためには、市民や事業者、それから、団体の皆様と、引き続き男女共同参画の取組を進めていく必要があると思っております。

これから、任期となる2年間、委員の皆様のお力添えを賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、暑い中、よろしくお願いいたします。

◎委員自己紹介

○事務局（青田男女共同参画課長） 続きまして、委員に就任された皆様に自己紹介をしていただきたいと思います。

お名前を五十音順でお呼びいたしますので、それぞれの皆様の活動や、この審議会にかけの思いなどについて、お一人3分程度でご紹介をいただきたいと思います。

短い時間で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、芦名沢委員から順番によろしくお願いいたします。

○芦名沢委員 皆さん、おはようございます。

NPO法人女のスペース・おんの芦名沢と申します。

女のスペース・おんでは、DV被害者の女性のための民間のシェルターを運営しているのと、いろいろな困難を抱えた若い女性のためのシェルターを運営しています。

私は、その現場のスタッフとして活動しているのですが、こういう委員になるのは初めてなので、とても緊張しています。

そのシェルター活動以外にも、男女共同参画センターと一緒にCloudyという組織で物資配付をしているほか、LINK事業（札幌市困難を抱える若年女性支援事業）のシェルターの受入れなどを手伝っています。

そのほかに、札幌市から、デートDV防止講座の講師派遣ということで、年間20校ぐらいの中学校から高校ぐらいまでの学校を対象に回っているところです。

私も勉強しながらにはなりますが、委員として頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 皆さん、おはようございます。

阿部と申します。

私は、市民委員の公募で応募いたしまして、このたび、委員としてお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。

私は、60歳で定年退職後、再就職しまして、今現在、62歳になっておりますが、10年ほど前に一度、札幌市役所の厚別区役所というところで2年間ほどお世話になったことがございますので、若干ではございますが、札幌市役所の行政の知識もあるかなと思っております。

また、男女共同参画につきましては、一般的なことは承知しておりますし、知識もあるかとは思っていますが、今後、職員の皆様のお話や、この審議会には専門家がたくさんいらっしゃいますので、皆様の専門的なお話を伺いながら、市民の立場から見た目線で考えるようにしまして、男女共同参画社会がよくなることや、この会議には女性の職員がたくさんいらっしゃいますが、札幌市役所の女性職員をはじめ、女性の皆さんが働きやすくなるような職場環境に向けて、少しでもお役に立てばいいなと思っております。

今後2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉本委員 私も同じく、今年応募して決まりました倉本由梨亜です。よろしくお願いいたします。

私は、ふだんは人材紹介の会社で転職エージェントとして働いていて、あとは、町内会の会長としてもいろいろと活動をさせていただいています。

そのほかに、多世代交流の広場でスタッフをしていたり、プレーパークで子どもと一緒に遊んだりということもさせていただいています。

今まで、幼稚園や子どもの写真館で働いてきた中で、やはり、男女の差というものがあると感じていて、何か自分の意見を発言できる場があるとうれしいなと思っていたところ、この応募を見つけたので、エントリーさせていただきました。

よりよい働きやすい環境づくりを目指して頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○駒川委員 こんにちは。

北海道大学大学院教育学研究院の駒川智子と申します。よろしくお願いいたします。

私の専門は労働社会学になります。日本では労働の世界は男女の格差が非常に大きいので、ジェンダーの視点から分析をしています。

具体的には、なぜ女性のキャリアが低く抑えられるのか、男性がなぜ長時間労働や激しい競争に巻き込まれてつらい思いをしているのかといったことなどを研究しています。

労働の世界は、経営の方針や人事制度に加えて、働く方々の悩みや願いというものを共に考えていかなければならない世界ですので、これまで、企業の経営者の方、人事の方、そして、管理職の方、働く方は、正規職員の方も、パートや派遣などの非正規で働く方も含めて、いろいろな聞き取り調査をしてきました。

このたび、この審議会で、僅かですけれども、私が得てきた知見を生かしていけたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○椎木委員 皆さん、おはようございます。

私は、ふだん弁護士をしております、このたびは、札幌弁護士会の推薦で選ばれております。

日常の弁護士業務においては、例えば離婚されるご夫婦の調停、あるいはそれに関連してお子さんの親権や面会交流の問題といったことを担当させていただくことが割合あるのと、労働関係で言いますと、女性労働者の方が職場で性被害に遭ってしまうような案件を担当することもございます。

また、弁護士会内では、弁護士会の男女共同参画推進本部というところがあるのですが、そちらに比較的長く所属していて、会内のハラスメントの相談窓口の拡充も担当させていただいています。

そういったような知見を基に、少しでもお役に立つことができたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○平井委員 平井と申します。特定非営利活動法人ひとり親とこどもふぉーらむ北海道の代表をしております。

2008年にしんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道を立ち上げて、今年で17年目になるのですが、昨年、法人格を取得して、より、ひとり親と子どもにもサポートをということで名前を変えさせていただきました。

日本はひとり親が大変厳しい状況で、国連の女性差別撤廃委員会から勧告を受けております。特に、シングルマザーに対する支援を強化するようというので、これはやはり先ほどおっしゃっていただいたような男女の賃金格差が世界でも一番大きいことと、子どもが生まれたことによる男女の賃金格差がさらに広がっているということと、本当に非正規雇用の方が多くて、自己責任ではなくて、この日本の社会構造がひとり親の困難をより重くしているということがありますので、札幌市のこの審議会でも、そのようなことで何か意見を述べさせていただけたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○谷内委員 ファザーリング・ジャパン北海道という団体に活動しています谷内と申します。

今回、2期目になります。

先ほどお配りさせていただいた青色のパンフレットですが、1点申し添えておきますと、表紙にNPO法人と書いているのですけれども、今NPO法人の認証中でして、正確にはまだ法人格を持っておりません。パンフレットも出来たてで、ちゃんとした印刷が間に合わずに昨日家のプリンターで印刷したもののなので、あまりきれいではないのですけれども、よろしければ、後ほどご覧いただけたらと思います。

私たちの団体は、「『いい父親』ではなく『笑っている父親になろう』」をテーマに掲げて活動しています。父親も、もっと子育て、家事にコミットすれば楽しくなるし、人生も豊かになる、家族もみんな喜ぶというようなことをお父さんたちに伝えるような活動をしています。

ただその一方で、家族や子どもに関わりたくても、長時間労働でそういう時間がなかなか取れないといった側面もありますので、企業や管理職向けに、部下たちのワーク・ライフ・バランスをちゃんと優先して、業績もちゃんと上げていきましょうというイクボスという概念があるのですが、そういったことを伝える活動もしています。

ジェンダーの話で言いますと、昨今男性の生きづらさみたいなのところもテーマとして扱われることが多くなってきたかなと感じています。

これまでのジェンダーの話というのは、女性目線で女性の大変さというところにフォーカスされていたと思うのですけれども、女性の生きづらさというところも、男性優位につくられた社会というのが一番の根幹にある、言い換えるとその問題は男性の問題なのかなと思っています。そういった男性優位の社会の中で、先ほどの長時間労働のように、男性は稼がなければというところでなかなか弱音を吐けなくて苦しんでいる男性もたくさんいるということを、こういう活動をしていて感じたりするところもあります。

この会議の場でそういった実態をお伝えすることを通して、よりよい社会づくりに少しでも貢献できたらと思っていますので、よろしくお願いします。

○山口委員 初めましての方も多いかなと思います。労働組合の連合北海道札幌地区連合会という札幌の労働組合の大きな固まりで事務局長をしています山口と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

労働組合というと、まず一つは、それぞれの職場で労働組合を組織して、賃金や労働条件、そしてまだまだ男女の様々な差がある状況がありますので、こういうことをしっかり解決しようということで、それぞれの組合が頑張っております。

もう一つ、行政や国に対して世の中も改善をしていくというような流れをつくるべく、全体で頑張っていくというところが私ども連合の組織かと思っています。

労働組合以外にも、私ども連合としては、働く側の皆さんにワークルールを含めた働く部分の様々な発信をさせていただいています。

今日、お手元にお配りしたのは、私ども札幌地区連合会で毎年つくっているものです。春季生活闘争いわゆる春闘のときに、我々組合員が実際にポスティングをして、札幌市内で大体1万5,000部ほど手配りをしています。少しでも労働環境の中でワークルールを知ってもらう、これは働く側の皆さんにもしっかり知ってもらって、自分の労働条件や雇用条件は大丈夫かなと関心を持ってもらうということと、困った場合にはこの一番裏に書いていますさまざまな労働相談を活用いただくことにつなげていくため、こんな冊子をつくっています。

冊子の一番最後に書いていますが、なんでも労働相談ホットラインということで、私ども連合労働者自らが相談員になって、様々な相談を受け付けています。

この審議会の中でも、このような労働相談や一般的な組合員の皆さんから聞こえた声を反映しながら、様々な意見をさせていただいているところもございます。

引き続き、どうぞよろしくお願いします。

○事務局（青田男女共同参画課長） 皆様、ありがとうございました。

これから2年間、お世話になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局紹介

○事務局（青田男女共同参画課長） それでは、事務局からも自己紹介をさせていただきたいと思います。

○事務局（石崎男女共同参画推進係長） おはようございます。

男女共同参画課推進係長の石崎と申します。

審議会やプランの担当をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（空橋調査担当係長） おはようございます。

調査担当係長の空橋と申します。

私は、性的マイノリティに関することや人権啓発関係全般を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木調整担当係長） おはようございます。

4月から調整担当係長として男女共同参画課に参りました鈴木と申します。

私は、DV被害者支援や性被害者支援、そのほか、困難な問題を抱える女性の支援の事業を所管しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本條職員） 私は、男女共同参画課の本條と申します。

石崎と同じように、こちらの審議会の関係やプランの関係の担当をしております。よろしくお願いいたします。

○事務局（青田男女共同参画課長） 以上、事務局の紹介をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎審議会の概要説明

○事務局（青田男女共同参画課長） それでは、議事に入る前に、本日は初回ということもありますので、事前の知識といたしまして、札幌市の男女共同参画の推進体系について、事務局からご説明をさせていただきたいと思います。

○事務局（石崎男女共同参画推進係長） それでは、これから皆様に審議会での審議をお願いするに当たりまして、札幌市の男女共同参画の推進体系についてご説明いたします。

資料1－1の札幌市男女共同参画推進体系の概要をご覧ください。

札幌市がどのような体系で男女共同参画を推進しているのか、このカラーの1枚物でまとめております。

まず、上の囲みですが、男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの

意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会と定義されております。

次の囲みとなりますが、この実現を目指して、平成11年に国が男女共同参画社会基本法を制定し、この中で、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにしました。

これを受けまして、札幌市におきまして、平成11年から懇話会に対し、札幌市が取り組むべき男女共同参画の方向性について諮問するなど検討を重ねた結果、平成14年に札幌市男女共同参画推進条例を制定しました。

続いて、札幌市男女共同参画推進条例の囲みをご覧ください。

この条例では、囲みの内の左側に記載しております五つの基本理念を定めるほか、札幌市・市民・事業者の責務や、性別による権利侵害の禁止、男女共同参画に関する基本的施策、男女共同参画審議会の設置について規定しています。

次に、資料の真ん中辺りにあります男女共同参画さっぽろプランについてご説明いたします。

男女共同参画さっぽろプランは、男女共同参画社会基本法の第14条第3項に基づく市町村における基本計画であり、また、札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づきまして、札幌市の男女共同参画の基本的な計画として策定しているものです。

札幌市では、平成15年に初めて男女共同参画さっぽろプランを策定し、直近では、令和5年3月に第5次となるプランを策定しております。

現在の第5次プランの計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間で、プランでは条例の五つの基本理念に基づき、三つの基本目標を定めております。

また、このプランは、女性活躍推進法、配偶者暴力防止法、困難女性支援法のそれぞれにおいて市町村が策定することになっている女性活躍推進計画、DV防止基本計画、困難女性支援法に基づく基本計画も内包した構成になっています。

続きまして、その下の施策の実施の囲みをご覧ください。

囲みの一番右にあります私どもの部署、男女共同参画室では、プランに基づく男女共同参画に関する施策の推進、施策の企画立案、事業の実施、また、各部局で行われている関係施策の把握などの総合調整を行っております。

さらに、一番左の囲みの各部局ですが、例えば、子ども未来局では、各区役所に母子・婦人相談員を配置しておりまして、生活全般に関するご相談に加えて、DV被害者に対する支援を行っています。

また、経済観光局では、男女共同参画センターの施設の中に女性向けの就労支援窓口を運営しております。その窓口の中では、働きたいと考えていながらも就職活動に踏み切れない女性の方、今後の働き方を変えたいと考えている方をサポートするなど、庁内のいろいろな部署では、男女共同参画の視点を取り入れた様々な関連施策が行われております。

そして、真ん中の男女共同参画センターです。この施設は、札幌駅北口の札幌エルプラザ公共4施設の中にあります。私どもが所管しております男女共同参画センターは、男女共同参画を推進するための拠点施設として、管理運営を指定管理者に委託し、男女共同参画に関する各種事業、セミナーの開催、相談業務、活動や交流の支援を行っています。

また、資料中央の右側になりますが、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する調査、審議を行う外部機関として、本日お集まりの皆様にご委員となっていただいております札幌市男女共同参画審議会が設置されております。

この審議会は、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策について審議などを行う市長の附属機関として設置されておまして、男女共同参画さっぽろプランに基づく施策の推進状況についてご意見をいただくこととなります。

続いて、資料１－２も少しご覧ください。

審議会の運営につきましては、こちらの札幌市男女共同参画審議会規則に定めています。

この規則第３条におきまして、審議会には会長、副会長を置くことになっておりますので、後ほど、皆様の互選により選出をお願いしたいと思っております。

また、第４条第３項では、この会議の開催に当たっては、委員の過半数の出席が必要なこと、また、この規則の資料の裏面に移りますが、第７条において、審議会の庶務は市民文化局とありますが、私ども男女共同参画室男女共同参画課が行いますので、よろしくお願いいたします。

また、資料１－１にお戻りいただきまして、最後、資料の右下をご覧ください。

札幌市男女共同参画行政推進会議とありますが、この会議は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整、実施するための市役所内部の推進組織です。

市民文化局を担当する副市長が委員長となっております。市民文化局長をはじめ、総務局長、教育長、各区長など21人の関係局長が委員となっております。

また、この資料では割愛しておりますが、この会議の下部組織として、部長級、課長級などで構成する幹事会なども設け、状況に応じて効果的に検討を行う体制を組んでおります。

このように、皆様のような市民の方々や専門家の方々から成る審議会、副市長を委員長とする市役所内部の推進組織、そして、実際に事業を行っていく担当の部局によって、札幌市全体の男女共同参画を推進しているところです。

今後の開催スケジュールにつきましては後ほどご説明いたしますが、審議会への報告として、次回は、令和６年度の男女共同参画施策の年次報告を行う予定となっております。

以上で、資料１－１と資料１－２のご説明を終わらせていただきます。

○事務局（青田男女共同参画課長） 札幌市における男女共同参画推進体系の概要につきまして、この審議会の設置根拠を含めて、法律や条例、審議会規則もご紹介しながら説明させていただきました。

ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

２．議 事

○事務局（青田男女共同参画課長） それでは、この後、早速議題に入らせていただきます。

議題の一つ目、会長及び副会長の選出についてでございます。

先ほどご覧いただいた審議会規則第３条によりまして、会長、副会長それぞれ１名を委員の互選により選出することとなります。

会長、副会長の選任を行いたいと思いますがどなたかご推薦のある方はいらっしゃいませんか。

○山口委員 男女共同参画というテーマは、社会の様々な分野で幅広く関わるテーマと感じているところでもございます。

この審議会の会長でございますが、私からは、学識経験者でありまして、労働社会学の分野において、ジェンダーの視点を持ちながら研究をされており、また、北海道労働審議会委員の経験がございます駒川委員にお願いをしたいと考えているところでございます。

あわせて、副会長においては、昨年度までの審議会の経過をご存じでございまして、父親の仕事、そして育児の両立や夫婦パートナーシップの支援の取組をされており、そして、ワーク・ライフ・バランスなどについても詳しい谷内委員に就任をしていただくのがよいかなと思います。

駒川委員、谷内委員ということで推薦をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（青田男女共同参画課長） ただいま、山口委員からいただいたご意見ですが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（青田男女共同参画課長） ありがとうございます。

それでは、皆様の同意が得られましたので、会長には駒川委員、副会長には谷内委員にそれぞれお願いしたいと存じます。

それでは、改めまして、ご両名にそれぞれ一言、ご挨拶を頂戴したいと思います。

駒川会長からお願いいたします。

○駒川会長 ありがとうございます。

初めて参加していきまして今緊張しておりますが、最初に皆様の自己紹介を伺いまして、非常に専門的な知見や、いろいろな経験をお持ちの方が集まっている審議会ですので、皆様のお力を借りて、何とかやっていきたいと思っていますところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（青田男女共同参画課長） 続きまして、谷内副会長、お願いいたします。

○谷内副会長 昨年まで1期を務めさせていただいて、その中でも、いろいろな専門の方のお話を聞いて、私自身もいろいろな方面から改めて物事を見て感じるようになりました。

今回、副会長ということでご推薦いただきましたので、力不足なところがあるかもしれませんが、サポートをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（青田男女共同参画課長） ありがとうございます。

では、これ以降の議事の進行につきましては、審議会規則第4条に基づきまして、駒川会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○駒川会長 よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。

次は、議題の二つ目として、第5次男女共同参画さっぽろプランにおける取組についてです。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（青田男女共同参画課長） それでは、私から、第5次男女共同参画さっぽろプランについて、簡単にご説明をさせていただきます。

お手元には分厚い本書と概要版をお配りしておりますが、本日は、概要版に基づきご説明をさせていただきますと思います。

皆様、お手元にご用意をお願いいたします。

2枚めくっていただいて、緑色のページをご覧ください。

まず、策定の目的についてです。

市民が性別に関わりなく人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

次に、位置づけでございますが、先ほども石崎から簡単に説明がありましたけれども、男女共同参画社会基本法と札幌市男女共同参画推進条例に基づく基本計画であると同時に、女性活躍推進法と配偶者暴力防止法、困難女性支援法に基づく基本計画を包含しております。

プランの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間となっております。

右側のページをご覧ください。

ここではプランの施策体系を掲載しておりますが、三つの基本目標と九つの基本的方向、23の施策の柱で構成されております。

ポイントは主に3点ございます。

1点目は、ジェンダー平等に向けた意識改革が最重要との認識から、基本目標Ⅰの中に意識の醸成という言葉を取り込みました。

2点目は、基本目標Ⅱのあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりの中で、男性側の視点も重要であることを明示するため、施策の柱の中にも男性の家庭生活への参画を入れております。

3点目は、基本目標Ⅲの誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現の中で、困難女性支援法を踏まえて、困難や不安を抱える女性への支援を新たに基本的方向に加えております。

それでは、1枚めくっていただいて、左側のページをご覧ください。

こちらには、三つの基本目標に基づく主な取組を掲載しており、右側のページでは、プランの数値目標をまとめております。

なお、プランの数値目標ですが、毎年把握できるものと、基となる調査の頻度が5年に1度のものがあることをご理解いただければと思います。

本日は時間に限りがございますので、詳しい説明は省略させていただきますけれども、プランの数値目標のうち、令和6年度の結果がまとまっておりますので、速報としてご報告をさせていただきますと思います。

恐れ入りますけれども、資料4-2をご覧ください。

第5次男女共同参画さっぽろプラン数値目標に係る推進状況のR6速報になりますけれども、この場では、この数値目標を幾つかピックアップしながらご説明をさせていただければと思います。

まず、基本目標Ⅰの男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成です。

このうち、毎年把握できる数値である活動指標1、男女共同参画に関する啓発事業の参加者数

と活動指標2の男女共同参画センターの利用者数は、順調に推移しております。

特に、男女共同参画センターの利用者数は、コロナ禍に入り、半分に落ち込んでいたのですが、徐々に回復を続けておりまして、令和6年度のこの人数というのは、令和5年度に比べて約4万人増加した数字となっております。

この利用者の中には、貸室利用者のほかに、男女共同参画センターの事業に参加した方の人数も含まれております。

男女共同参画センターでは、様々なテーマでの学びの機会を提供してはいますが、なかでも出前講座のニーズが高く、複数の高校や大学のほかにも、NPOや財団法人、社団法人、また、他の自治体や女性議員の団体、地域の主任児童委員の会議などに出向く機会もございました。

令和6年度から始まった動きとして特徴的なものとしましては、男女共同参画センターが地元の企業やNPO、女性支援団体、若者世代、大学、行政機関と一緒にジェンダーの課題の解決に向けて連携して取り組むネットワークの構築、交流の場づくりに取り組んでいるところでございます。

令和7年度は、企業向けの勉強会やアワードといった表彰制度の創設、イベントなども予定されているところでございます。

続きまして、基本目標Ⅱのあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりでございます。

毎年把握できる数値目標のうち、成果指標10の札幌市男性職員の育児休業取得率についてご紹介いたします。

この目標値は、札幌市職員を対象とした特定事業主行動計画である札幌市子育て・女性職員応援プランで設定しているものでございますが、令和5年度に目標値が現在の数値に上位修正された経緯がございます。

令和5年度の実績は61.8%でしたが、令和6年度は74.3%と10ポイント以上取得率が伸びております。

なお、男性職員のうち、事務職に限りますと、取得率は93.1%、平均取得期間は61.1日となっております。

続いて、基本目標Ⅲの誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現です。

このうち、毎年把握できる数値目標である活動指標はいずれも順調に推移しておりますけれども、ここでは活動指標17の札幌市LGBTフレンドリー指標制度登録企業数についてご紹介いたします。

この制度は、企業における性的マイノリティに関する取組を指標項目に当てはめ、LGBTフレンドリー企業として3段階で登録するものです。

令和6年度は、登録企業拡大に向けた企業訪問や性的マイノリティ当事者による講師派遣に加えて、当事者と登録企業、また、登録勸奨企業による意見交換会を行いました。

令和6年度末の登録企業数は137社となり、令和5年度の100社から37社増加しております。

令和7年度も、引き続き登録企業拡大に取り組んでまいります。

続きまして、もう一つ、活動指標18の困難を抱える女性支援事業における相談件数についてご紹介いたします。

困難を抱える女性支援事業では、LINE相談や面談、訪問、同行支援等を行っているほか、物資配付を伴う相談会や居場所づくりとしてのワークショップを開催いたしました。

この事業は、先ほど、芦名沢委員から冒頭にご説明がございましたけれども、市内の女性支援に関わる団体が参加するネットワークであるCloudyと一緒に取り組んでおり、各団体の専門性を生かしながらさらに公的機関の相談窓口や民間団体の居場所につなげるといったことも行っていました。

令和6年度の相談件数の実績は725件と目標を大きく上回っているところでございます。

困難を抱える女性に関わる相談窓口は多岐にわたるということもありまして、より専門性の高い他の窓口での相談に分散している可能性も高いと考えているため、令和7年度も市内の関係団体、関係機関との間で連携と情報共有を進めながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○駒川会長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問などはありませんか。

○平井委員 資料4-2の基本目標Ⅱの成果14の待機児童数が0人とあります。これは自治体や国の定義では0人だと思うのですが、特定の保育所のみを希望している潜在的待機児童というのは、札幌市は700名程度ではないかと言われております。0人という数字だけを見るとよかったなと思うのですが、やはり希望する保育所に入れないお母さん方、特に、家の近くなのか職場の近くなのかということもありますが、本当に遠くのところに行って、そこから仕事に行かなければいけないとなると時間などもなかなか大変なので、その点についてもぜひ今後の対策として考慮をしていただけたらと思います。

○事務局（青田男女共同参画課長） これは、まさに国の定義でいくと0人となりますけれども、実態はそうではないということは我々も重々承知しております。関係する子ども未来局とも連携しながら、この辺も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○駒川会長 ほかに、ご意見、ご質問などはございませんか。

○平井委員 このプランを策定するときにも意見を言わせていただいたのですが、困難女性の支援では、Cloudy等いろいろと活動してくださっていると思うのですが、経済的な困難ばかりではないと考えております。中高年の女性は、課税されている方が多いですし、今それほど困っているとは見えないし、本人も自分が困難女性だとは認識されていません。しかし、非正規雇用での労働条件など、中高年であると次の雇用契約ができないというところもありますので、ぜひ、あなたも相談していいのですよということが伝わるような広報をお願いできればと思っております。

○事務局（青田男女共同参画課長） 困難を抱える女性というのは、自分が困難を抱えていると認識していない、または気づいていないという方もいますし、どこに相談していいかが分からないといった相談窓口につながらない層が一定数いると我々も思っております。

そういった方々にどうやってアプローチしていくのかというのは、我々が今抱えている重大な課題だと認識しており、周知・啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○駒川会長 私からも重ねて今のことでお尋ねいたします。

活動指標18ですが、関係機関とのネットワークを上手にお使いになられて、今まで相談できていなかった方たちの掘り起こしなどにもつながっているのではと想像いたします。

今、平井委員がご質問くださいましたが、年齢層が上になってきた女性たちで、自分は相談する立場ではないのではないかと考えていらっしゃる方々が悩みを吐露できるような、機関との連携や何か糸口というのはありますでしょうか。

○事務局（青田男女共同参画課長） 恐らく、我々行政だけでは当然拾い切れないと思いますので、先ほどもお話のあったCloudyなど、地域でいろいろな活動をされている民間の支援団体の方々のお力添えをなくしてはできないと本当に思っております。

今までは物資配付を伴う相談会を月1回定期的に開催して来ていただいた方に必ずご相談をしていただいたうえでお帰りいただくということも続けてまいりました。

また、居場所づくりとしてヨガ教室やネイルケアのなかで交流できるようにしたうえで気軽にご相談をいただくといったことも考えております。

ただ、そんなに頻繁にできるものではございませんし、回数が限られているということで、居場所づくりで全てが網羅できるとは考えておりませんので、どのような機会を設けるのがいいのかというのを我々も試行錯誤しながら、これからも続けていきたいと考えております。

○駒川会長 このほか、何かご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○駒川会長 ありがとうございます。

3. 情報提供

○駒川会長 議題は以上となりますので、次第の3の情報提供に移ります。

一つ目の項目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（青田男女共同参画課長） それでは、私から、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例について情報提供をさせていただきたいと思います。

資料5として条例の本文をお配りしております。

本条例につきましては、一昨年度から、外部有識者会議での意見交換や市民ワークショップ、オープンハウスの開催、パブリックコメントの実施等で市民の皆様の意見を聴取したほか、関係附属機関からもご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。

本審議会におきましても、令和5年度と令和6年度の2度にわたり、委員の皆様のご意見をいただいたところでございます。

前期から引き続き委員になられた皆様におかれましては、その際はご協力をいただき誠にありがとうございました。

こうした経緯を踏まえつつ、本条例につきましては、本年2月から3月に開催された市議会に上程いたしまして議会審議をいただいた結果、本年3月28日に可決、制定、4月1日に施行となりました。

一方で、本条例の施行は決してゴールではございません。新たな取組のスタートとして考えております。

そのため、担当部局を中心に、市民、事業者の皆様への周知に積極的に取り組んでいくほか、

我々といたしましても、その内容を踏まえながら男女共同参画の取組をさらに推進していきたいと考えております。

条例に関する取組の進捗状況等につきましては、本審議会においても引き続き皆様に情報提供をさせていただきたいと考えておりますので、今後も広く、この条例、取組に関してご意見を賜れば幸いと思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○駒川会長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問などはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○駒川会長 では、続きまして、二つ目の項目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（石崎男女共同参画推進係長） 資料6-1のカラーでQRコードが3つ載ったA4判1枚物の資料をご覧ください。

情報提供としまして、最近の男女共同参画課の取組を3点、簡単にご紹介します。

まず、1点目ですが、性的マイノリティ関係の情報提供です。

私どもで性的マイノリティに関する企業の取組事例集をつくりまして、現在ホームページ上で公開しております。

この取組事例集では、パートナーシップ宣誓制度を活用した取組や同性パートナーを対象とした福利厚生制度や性的指向や性自認を理由とするハラスメント防止の取組など、札幌市LGBTフレンドリー企業4社の事例をご紹介します。

今後ですが、冊子として印刷しまして、市内企業への働きかけに活用するほか、パートナーシップ宣誓制度の宣誓時などにいらっしゃった方にも配付する予定をしております。

印刷した冊子ができましたら、ご希望される皆様にお渡しすることもできますので、どうぞお気軽にお声がけをいただけたらと思っております。

2点目は、DV関係の情報提供です。

DVの中でも、高齢者のDVについて焦点を当てた啓発動画を作りました。

高齢者のDVについては、長年DVを受けていることに気づかないというような潜在的なDV被害者が多くいるということが私どもの調査などから推測されているところから、高齢者を支援する関係者向けの研修資料の動画をつくりまして、ユーチューブで公開しています。

これは、私ども男女共同参画課が5年に1度実施しています市民意識調査の結果から、「怒鳴る」や「長時間無視する」、「脅す」のような精神的なDVをDVだと認識していないという傾向があることを把握していますので、主に精神的なDVを取り上げた内容になっています。

今後この動画は、高齢者の方々との接点になっています相談機関や関係機関の相談員、もしくは、地域にいらっしゃる民生委員や地域包括支援センターにいるケアマネジャーに関する研修等で、特に活用していきたいと思っております。

ぜひ、この動画を一度ご覧いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、3点目は、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍関係です。

現在、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む市内の企業に対する業種別の事例インタビューを行いまして、ホームページ上で公開しています。

私どもで運用しておりますワーク・ライフ・バランスplus企業認証を実際に取得している

企業に対し、昨年度は女性活躍に関する企業における今の課題感やどのような情報を求めているかというアンケートを取ったところ、「自分と同じ業種の事例を知りたい」というニーズが一番多くありました。今回はそのようなお声を受けまして、企画したものになっています。

令和6年度は、五つの業種、それから、二つの団体に対してインタビューを実施しました。

令和7年度も、今度は違う業種にもスポットを当ててやろうと思っていますし、また、インタビューに実際に出ていただいた企業や団体の関係者に、男女共同参画センターの別の企画などでもご登場いただくなど、この点に関してもいろいろな形での切り口での発信をしていきたいと思っています。

こちらもぜひご覧いただけたらと思っています。

また、シロクマの絵のついたクリアファイルに、男女共同参画室で発行しているリーフレットを多数まとめて入れさせていただいております。もしご覧いただきまして、ご自身の所属されている団体・企業、関係の方にも配りたいといったお声がありましたら、お渡しできますので、ぜひお気軽にお知らせいただければと思います。

情報提供は、以上です。

○駒川会長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問、ご感想などはありませんか。

今までご発言されていない方がいらっしゃいましたら、どうぞここでお話してください。

（「なし」と発言する者あり）

○駒川会長 では、皆さん、今日は大丈夫という様子ですので、本日の議題はこれで終了となりますので、事務局から今後のスケジュールなど、事務連絡をお願いします。

○事務局（青田男女共同参画課長） 皆様、本日はどうもありがとうございました。

本日いただいた意見なども参考にしながら、我々もまた取組を進めてまいりたいと思っています。

今回の審議会では、第5次男女共同参画さっぽろプランに基づき、令和6年度に実施した事業の報告を行い、ご意見を頂戴したいと考えております。

開催時期につきましては、庁内からの情報を収集して、整理して行う必要がございますので、この先、12月か1月頃の寒い時期になりますが、その頃の開催を予定しております。

時期が近づきましたら、また、皆様の委員とスケジュールの調整を図りながら決めさせていただきたいと思っていますので、皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○駒川会長 それでは、本日は非常にお暑い中でありましたが、札幌市男女共同参画審議会はこれで終了といたします。

皆様、ありがとうございました。

以 上